

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第二十八号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則別表」を「附則別表第一」に改める。

附則に次の四項を加える。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当の支給割合の特例）

6 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月奈良県条例第四十一号。以下「平成二十七年改正条例」という。）附則第七条の規定により読み替えられた条例第十一条の三の人事委員会規則で定める割合は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては百分の十五、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の十六とする。

7 平成二十七年改正条例附則第七条の規定により読み替えられた条例附則第二十二項の人事委員会規則で定める割合は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては百分の三、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあつては百分の三・五、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の四とする。

8 平成二十七年改正条例附則第七条の規定により読み替えられた条例別表第七の人事委員会規則で定める割合は、附則別表第二のとおりとする。

（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第六条の規定の適用がある場合における地域手当の支給割合）

9 平成二十七年改正条例附則第六条の規定の適用がある場合における地域手当の支給割合については、この規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の地域手当に関する規則の規定の例による。

附則別表を附則別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

附則別表第二（附則第八項関係）

		奈良市 大和郡山市			東京都の特別区			支給地域	期間	支給割合							
平成二十七年四月一日から	平成三十年三月三十一日	平成二十九年四月一日から	平成二十九年三月三十一日	平成二十八年四月一日から	平成二十八年三月三十一日	平成二十七年四月一日から	平成二十七年四月一日から	平成二十八年三月三十一日	平成二十七年四月一日から	百分の四	百分の六	百分の五・五	百分の五	百分の十五	百分の十四・五	百分の十四	百分の十四

<p>大和高田市 天理市 橿原市 生駒市</p>		<p>香芝市 葛城市 生駒郡平群町 生駒郡三郷町 生駒郡斑鳩町 生駒郡安堵町 北葛城郡上牧町 北葛城郡王寺町 北葛城郡広陵町 北葛城郡河合町</p>				<p>桜井市 御所市 宇陀市 磯城郡川西町 磯城郡三宅町 磯城郡田原本町</p>	
平成二十八年三月三十一日	平成二十八年四月一日から	平成二十九年三月三十一日	平成二十九年四月一日から	平成三十年三月三十一日	平成二十七年四月一日から	平成二十八年三月三十一日	平成二十八年四月一日から
	五 百分の四・	百分の五	百分の四	百分の三	百分の五	五 百分の三・	

	平成二十九年四月一日から	
	平成三十年三月三十一日	
		百分の四

備考

この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する特別区、市又は町の日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。